山形県知事 殿

住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 電話番号

源泉・動力装置・温泉利用廃止届

次のとおり廃止したので届け出ます。

廃止の内容	源泉	•	動力装置	•	温泉利用	
廃止する源泉 又は利用施設	源 泉 名			温泉		源泉
	地番					
	利用施設名					
動力装置又は温泉 利用の許可年月日 及び番号	4	丰 月	日	指令	第	号
廃止年月日	4	声 月	日			
廃 止 の 理 由						

注意事項

- 1) 温泉利用を廃止した場合は、利用許可証を返納すること。
- 2)動力装置廃止を届け出た後、動力を再設置する場合には、新たに温泉法第11条第1項の許可を要する。
- 3) 温泉利用廃止を届け出た後、温泉の利用を再開する場合には、新たに温泉法第15条第1項の許可を要する。